

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（中澤莊也君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（中澤莊也君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は6月6日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

- 議長（中澤莊也君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
6月6日の本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の詳細説明を受け、その後、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について御協議をいただきました。誠にありがとうございました。
以上で、諸般の報告を終わります。



◎日程第1 議案第21号訂正の件

- 議長（中澤莊也君） 日程第1、議案第21号訂正の件を議題といたします。
町長から議案第21号訂正の理由の説明を求めます。
町長、鈴木敏夫君。
- 町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。
大変申し訳ございません。冒頭から訂正の件につきましてお諮りをしたいということで、提案理由の説明をさせていただきます。
ただいまお許しをいただきましたので、議案訂正の説明をさせていただきます。
本議会の初日でありました、去る6月6日に上程をさせていただきました議案第21号 公の施設の指定管理者の指定についての議案を訂正したいので、川根本町議会会議規則第20条の規定により申し出をするものであります。

議案訂正申出書につきましては、別紙のとおりでございます。

訂正の内容であります。指定管理者の所在地に係る事項の表記に誤りがあり、正しい住所に訂正をするものであります。

以上、議案の訂正につきまして御承認を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第21号訂正の件を許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号訂正の件を許可することに決定しました。

ここで、訂正後の議案を配付いたします。

（議案配付）



◎日程第2 承認第1号 専決処分した事件の承認について（川根本町税条例等の一部を改正する条例について）

○議長（中澤莊也君） 日程第2、承認第1号 専決処分した事件の承認について（川根本町税条例等の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第1号 専決処分した事件の承認について（川根本町税条例等の一部を改正する条例について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、承認第1号 専決処分した事件の承認について（川根本町税条例等の一部を

改正する条例について) は、原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第3 議案第20号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長(中澤莊也君) 日程第3、議案第20号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第20号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町瀬平高齢者デイサービスセンター)

○議長(中澤莊也君) 日程第4、議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町瀬平高齢者デイサービスセンター)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町瀬平高齢者デイサービスセンター)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町瀬平高齢者デイサービスセンター)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第22号 工事請負契約の締結について

○議長(中澤莊也君) 日程第5、議案第22号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第22号 工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第22号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第6 議案第23号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（中澤莊也君） 日程第6、議案第23号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号 工事請負契約の変更契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第23号 工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第7 議案第24号 令和元年度川根本町一般会計補正予算（第1号）

○議長（中澤莊也君） 日程第7、議案第24号 令和元年度川根本町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 通告をしましたので、それに従って質疑をしたいと思います。

議案第24号、令和元年歳出第6款農林水産業費、1項農業費、5目茶業推進対策費、19節負担金補助及び交付金、26細節産地パワーアップ事業費補助金8億8,400万円について。

産地パワーアップ事業の事業実施の要件として、用地の確保が必要と思われます。用地面積は、合計6,529㎡で、そのうち私有地が2,390㎡、町有地が3筆で4,139㎡です。静岡オー

ガニック抹茶株式会社は、用地の全てを賃貸借契約する予定と伺っております。

1番、町は、静岡オーガニック抹茶株式会社と、町有地4,139㎡を賃貸借契約する時期はいつごろになると見込んでいますか。また、契約の期間と賃貸借料の見込みを伺います。

2番、当該契約において、契約書に原状回復義務について記載されることになっていないでしょうか。

以上、2点をお願いいたします。

○議長（中澤 莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、ただいまの御質問に関しまして、町有地の賃貸借に関する案件の御質問でございましたので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、賃借契約期間、いつごろかという御質問がございましたが、これにつきましては、今、御質問のありました一般会計補正予算の中で関連する補正案を上げさせていただいております。この補正案を可決いただいた後、しかるべき時期に賃貸借契約を結びたいというふうに考えております。

賃貸借契約の期間につきましては、借地借家法、また、ここに建設される建造物の耐用年数に基づきまして、40年間の賃貸借契約を結びたいというふうに考えております。

賃貸借料の考え方につきましては、土地の不動産鑑定評価を実施をさせていただいております。その評価額に、賃貸借の場合、4%を上限に乗じた額を月額として考えております。また、不動産鑑定も含めまして、さまざまな諸費用がかかっております。当然、その経費も上乗せをした形の中で賃貸借料を算定をして、契約をしていきたいというふうに考えております。

賃貸借料の上乗せ、先ほど4%と申しましたが、町の内規によりますと、2%から4%という形になっておりますが、今回のケースは賃貸借契約の土地が、その後、営利事業といった形に使うということで、最大の4%を見込んでおります。具体的な金額につきましては、先方の契約がまだでございますので、また、しかるべき時期に御説明したいと思っております。申し訳ございません。

契約に関しましての原状回復義務は盛り込まれているかという御質問でございましたが、当然、土地の賃貸借契約におきましては、貸付期間の満了や契約解除があった場合には、原状回復について盛り込まれるべき内容であるというふうに考えます。今回の契約におきましても、当然のように盛り込んでおります。また、契約書の作成に当たりましては、町の顧問弁護士にさまざまな御意見、アドバイスをいただいた中で、契約をさせていただく形で進めております。

弁護士の先生からも、貸付人、借受人ともに、どちらか一方が不利となるといったような形は契約としては成り立たないということもございますので、その辺も含めて協議させていただいて、執り行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中澤莊也君） ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第24号 令和元年度川根本町一般会計補正予算（第1号）を採決します。
この採決は起立によって行います。
本案に賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。
したがって、議案第24号 令和元年度川根本町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第25号 令和元年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中澤莊也君） 日程第8、議案第25号 令和元年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
本案について質疑はありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第25号 令和元年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。
この採決は起立によって行います。
本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第25号 令和元年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第26号 令和元年度川根本町介護保険事業特別会計
補正予算(第1号)

○議長(中澤莊也君) 日程第9、議案第26号 令和元年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第26号 令和元年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第26号 令和元年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第27号 令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(中澤莊也君) 日程第10、議案第27号 令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第27号 令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第27号 令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

この後、議会運営委員会を開催し、その後、全員協議会を開催します。

議会運営委員会は議員控室にて行いますので、議会運営委員と、行政側から副町長、総務課長の出席をお願いいたします。

町長、教育長、その他の議員は、大会議室へ移動をお願いいたします。

再開はその後といたします。

休憩 午前 9時20分

再開 午前10時20分

○議長(中澤莊也君) 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○議長(中澤莊也君) お諮りします。

ただいま、町長から議案3件が提出されました。これを日程に追加し、お手元に配付した

議事日程第2号 追加1のとおり、追加日程第1から第3として議題としたいと思います。
御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 異議なしと認めます。

したがって、議事日程第2号 追加1のとおり、追加日程第1から第3として議題とすることに決定しました。



◎追加日程第1 議案第28号 川根本町国民健康保険税条例の一部を
改正する条例について

○議長(中澤莊也君) 追加日程第1、議案第28号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、追加日程の議案第28号の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第28号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

今回の条例は、平成30年12月21日に閣議決定されました平成31年度税制改正の大綱において、国民健康保険税における負担の公平性を図ることを目的に、低所得者に対する軽減措置の拡充と、国保税の課税区分における医療分の課税限度額の引き上げが盛り込まれたことを受け、改正を行うものであります。

軽減措置の拡充は、5割軽減となる基準軽減額を1人につき5,000円、同じく2割軽減の基準軽減額を1人につき1万円引き上げるものであり、課税限度額の引き上げは、課税限度額を58万円から3万円引き上げまして、61万円とするものであります。

さらに、2点目の改正点といたしまして、平成30年4月にスタートをしております国保運営の広域化に伴い、国保税の賦課方式を所得割、均等割、世帯割に、資産割を加えた4方式であったものを、資産割を除く3方式とする方針が示され、各市町におきまして、順次、改正をしているところであります。

これを受けまして、本町におきましても、所得割、均等割、世帯割の3方式による課税方式とするよう改正をするとともに、あわせて、一部税率の見直しをさせていただくものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(中澤莊也君) 提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第28号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

議案第28号について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第28号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、第一常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、第一常任委員会に付託することに決定しました。

————— ◇ —————

◎追加日程第2 議案第29号 財産の取得について

○議長(中澤莊也君) 追加日程第2、議案第29号 財産の取得についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) 議案第29号です。財産の取得について説明をさせていただきます。

本案は、令和元年度電源立地地域対策交付金事業によるスクールバスの購入契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び川根本町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものであります。

本件は、乗車対象となる児童・生徒の増加に伴い、新たに乗車定員45人のスクールバスを購入するものであり、去る5月31日に、10社におきまして指名競争入札を執行し、株式会社カーサービスマツモトが1,740万円で落札をし、納期は令和元年11月29日を予定しております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(中澤莊也君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

————— ◇ —————

◎追加日程第3 議案第30号 令和元年度川根本町国民健康保険事業
特別会計補正予算（第1号）

○議長（中澤莊也君） 追加日程第3、議案第30号 令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第30号です。令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要について、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万6,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億30万6,000円としたいものであります。

今回の補正は、国民健康保険事業費納付金や返還金の確定に伴う補正に加え、議案第28号で上程をさせていただきました川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に基づく税率見直しによる補正と、前年度歳計余剰金が当初見込みより多額にあったことによる補正が主なものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎散 会

○議長（中澤莊也君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

6月25日午前9時、本会議を開会し、一般質問及び議案第28号の委員長報告、質疑、討論、採決、議案第29号と議案第30号の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前10時28分